

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 8 号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 1 条の 2」を「第 1 条の 3」に、「第 1 条の 3」を「第 1

条の 4」に、	「	1, 180, 000 円	を	「	1, 450, 000 円	に改める。
	1, 410, 000 円	1, 720, 000 円				
	1, 590, 000 円	1, 920, 000 円				
	1, 950, 000 円	2, 360, 000 円				
	2, 270, 000 円	2, 740, 000 円				
	4, 550, 000 円	5, 640, 000 円				
	5, 820, 000 円	7, 240, 000 円				
	7, 070, 000 円	8, 790, 000 円				
	」			」		

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第 1 条の 2」を「第 1 条の 3」に、「第 1 条の 3」を「第 1 条の 4」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手数料の額を改定し、および地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い規定を整備するため